

まちづくり部契約後VE（試行）実施要領

1 対象工事

- (1) まちづくり部が所掌する歳出予算に係る2億円以上の工事。
ただし、まちづくり部以外からの分任工事（財務規則第21条の規定による予算執行の分任を受けた工事をいう。）は、事前に分任もとの部局長の了解を得られたものに限る。
- (2) 上記以外の工事のうち、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待されるものであり、かつ、契約担当者（財務規則第2条8号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が必要と認めた工事。

なお、対象とされた工事については、契約後VE方式である旨を入札公告等で明記する。

2 提案を求める範囲

VE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

なお、以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとするが、工事の実状に照らし個々に定めることとし、設計図書で明記するものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- (2) 契約書第18条に基づき条件変更が確認された後の提案。
- (3) 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

3 VE審査会の設置

- (1) まちづくり部VE審査会（以下「VE審査会」という。）の組織等については、VE審査会規約で別に定める。
- (2) VE審査会は下記業務を行う。
- ① 業者のVE提案についての審査
- ② VEの結果公表

4 VEの実施

- (1) 契約担当者は、契約後VEに付す工事を選定し工事発注を行う。
- (2) 工事所管課は、必要に応じ、上記工事についてVE審査会に報告する。

5 VE提案の提出期間等

VE提案の提出期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までとする。なお、15日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮する。

試行においては、提案の回数は原則として1回とするが、工事の実状に照らし適宜対応することができるものとする。

6 VE提案の検討及び審査

- (1) VE提案を受けた契約担当者は、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等について検討を行うものとする。

- (2) 契約担当者は、VE提案をVE審査会に諮るものとする。
- (3) VE審査会は、提出されたVE提案が、施工の確実性、安全性が確保され、かつ経済性が優位であると判断される場合は、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定する。
- (4) VE提案の審査に当たっては、必要に応じて、VE審査会へ諮るまでに学識経験者等の意見を聴取するものとし、その意見を合わせてVE審査会に諮るものとする。

7 提案の採否の通知

- (1) VE提案の採否は、原則として、VE提案の受領後14日以内に、契約担当者が書面により通知するものとする。ただし、契約担当者は、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- (2) VE提案が適正と認められなかった場合には、契約担当者が、その理由を付して通知するものとする。

8 VE提案が適正と認められた場合の設計変更等

- (1) VE提案が適正と認められた場合には、契約担当者は、設計変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、契約担当者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（VE管理費）を削減しないものとする。
- (4) VE提案が適正と認められた後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。

9 提案内容の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。なお、この旨を入札説明書又は特記仕様書等において記載することにより、建設業者に周知するものとする。

10 責任の所在

契約担当者がVE提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない旨を入札説明書又は特記仕様書等に記載するものとする。

11 入札公告又は特記仕様書に明示する事項

提案を求める場合において、入札公告又は特記仕様書に次の事項を加える。

- (1) 入札公告に係る掲示
 - ① 契約後VEの試行工事であること。
 - ② 詳細を特記仕様書で明記していること。
- (2) 特記仕様書
 - ① 上記項目2、5、6（3）、7から10に関すること。
 - ② VE提案を提出する際の様式。

附則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

令和7年10月1日一部改正（発注基準の改正に伴う変更）